コスモスひろば

Q 父が亡くなり、10年前の遺言書があり、今の実情に合いません。遺言書の通りに財産分けしなくてはダメですか？

A 相続人全員の同意のもとで、遺言書通りに分けなくてもよい場合もあります。

10年も前に作成された内容だと、家族関係や財産関係などが遺言作成当時と大きく変化し、実情に合わないということが考えられますね。

遺言があっても遺言執行者がいないならば、相続人全員（遺贈があれば、受遺者も含みます。）の同意により、遺言と異なる遺産分割をすることも可能です。この場合、もし、相続人の中の一人が遺言執行者に指定されていたなら、その人が遺言執行者を受任せずに、遺産分割協議を行い、財産分けをするとよいでしょう。

一方、遺言執行者がいる場合は、少し変わってきます。遺言執行者は、相続財産の管理・その他遺言の執行に必要な一切の権限を持っています（＊１）。遺言執行者がいる場合、相続人は相続財産に対する管理処分権を失い（＊２）、遺言執行者は、相続人の意向にかかわらず、遺言を執行できます。つまり、相続人全員の合意のもとに遺言内容と異なる財産処分を求められても、遺言に基づいた執行を行うことができるのです。遺言執行者は、遺言に基づく執行が本来の職務内容であり、相続人の意に反する結果となっても、相続人に対し任務違反とはなりません。

それでは、遺言執行者が執行に着手する前に、相続人全員が遺言と異なる遺産の分割を望んだ場合、遺言執行者はそのような分割に同意できるのでしょうか。この点については、遺言執行者同意のもとに利害関係を有する関係人全員（相続人・受遺者）で合意がなされ、その上で遺産分割がされた場合、民法1013条（＊２）の目的に反するものではないとして、相続財産の処分行為を有効とした裁判例（東京地判昭和63年５月３１日）があります。

遺言執行者が遺言の執行を行う前に、相続人全員の合意内容を遺言執行人も同意すれば、遺言と異なる遺産分けはできるものと考えられます。

＊１　民法1012条１項：遺言執行者は相続財産の管理その他の遺言の執行に必要な一切の行為をする権利を有する。

＊２　民法1013条：遺言執行者がある場合には、相続人は相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることはできない。

（行政書士　半田　直子）

毎月、新松戸４丁目にて11時～15時迄、無料相談会を開催しています。
同日、「たった一行から始める遺言書作り」セミナーも開催、ぜひご予約を！

ご予約、ご質問、お気軽にお近くの行政書士事務所へお電話ください。

流山市南流山
行政書士 飯田法務経営事務所
行政書士　飯田（いいだ）　利治（としはる）
〒270-0163
流山市南流山 1-19-7
グランド・ルーシス 207
電話：050-3748-0168
FAX：04-7168-0245

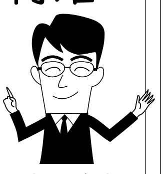

松戸市大谷口
行政書士半田事務所
行政書士　半田（はんだ）　直子（なおこ）
〒270-0005
松戸市大谷口 265-1-409
電話：047-705-9088
FAX：047-705-9088

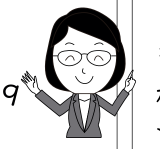

松戸市馬橋
たかた行政書士事務所
行政書士　髙田（たかた）　哲朗（てつろう）
〒271-0051
松戸市馬橋 2422-1
ジュンパレス 305
電話：050-3743-5844
FAX：050-3457-7090

Q 法律で法定相続分が決められているけど、何もしなくてそのまま相続できるの？

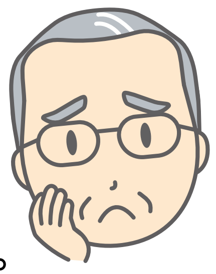

A 相続財産は、そのまま法定相続分で分けられるわけではなく、遺産分割手続きが必要となります。

手続きなしで相続ができるのか、というご心配があるのですね。

遺言等で被相続人（亡くなられた方）による相続分の指定がない場合に、民法の定める相続分の割合が目安となります。このことを法定相続分といいます。民法で相続分の割合の目安が定めれているだけで、何もせずに当然に法定相続分で分けられることにはなりませんので、注意が必要です。

仮に、お母様が亡くなられて、子供３人が相続人であったとします。この場合の法定相続分は、子供が各々３分の１となります。しかし、相続財産が一筆の土地（土地の登記簿謄本の上で一つの土地とされたもの）、現金や預貯金となると相続人である子供各々の持分に従って相続財産を共有するにすぎません。そこで、遺産分割手続をしないと現実に遺産を分けることはできないことになります。

遺産分割の手続きは、「遺言による遺産分割」とそれ以外の遺産分割に分かれます。今回のご相談が「遺言による遺産分割」に相当しないケースだとしたら、「協議による遺産分割」を行う必要があります。協議によってまとまらないときや協義ができないときには「調停による遺産分割」、その調停が不成立になったときには「審判による遺産分割」と移行します。

「協議による遺産分割」は、相続人全員の合意により遺産を分割する手続きです。協議の成立には、共同相続人全員の意思の合致が必要です。全員の意思の合致があれば、分割の内容は相続人間で自由に定めることができます。「協議による遺産分割」を書き残しておく書面のことを「遺産分割協議書」といいますが、この「遺産分割協議書」がないと、「協議による遺産分割」によって決まった不動産の所有権の移転登記や、預貯金の解約手続き等がスムーズに進みません。

「遺産分割協議書」作成業務は、行政書士の得意分野です。ご心配な点があれば、ぜひ、お声を掛けてください。

（行政書士　髙田哲朗）

Q 夫が業務中に亡くなり、退職金が出たらそれにも相続税が課税されるのですか？

A 死亡退職金は、相続税の課税計算対象財産に含まれる場合があります。

死亡退職金が支給されたが、相続税の対象になるのかどうかが分からずお悩みのようですね。

原則的には、死亡退職金は、法律上、みなし相続財産とされ、非課税枠（500万円×法定相続人の数）を超えた金額の部分のみが、相続税の課税計算対象財産に含まれます。

まず、次の例を使って相続税を計算してみましょう。

相続人は妻と子で３人、財産は死亡退職金3500万円、その他の財産は現金のみ2500万円、合計6000円とします。

初めに、死亡退職金の課税計算対象財産に加算する金額を計算します。

具体的には、死亡退職金3500万円から、死亡退職金の非課税枠1500万円（500万円×３人）を控除して、2000万円と計算します。

次に、この金額にその他の相続財産2500万円を合わせ、相続税の課税計算対象財産の金額4500万円が計算できます。

最後に、この4500万円から、相続税の基礎控除額4800万円（3000万円＋600万円×法定相続人の数３人）を控除すると、▲300万円という金額が出てきます。今回は基礎控除額以下になりましたので、相続税の負担はありません。

もし、この金額がプラスになれば、「相続税の速算表」を使用し、相続税の合計金額を計算します。

そして、その相続税の合計金額を、各自がもらった相続金額（法定相続分であれば妻1/2　子1/4ずつ）によって按分し、それぞれの相続人が納税することになります。

但し、奥様の場合は、配偶者控除（取得財産１億６千万円までは無税）がありますので、相続税を負担する方は非常に少ないのが現状です。

また、死亡退職金は、受取人固有の財産になり、遺産分割の対象にはならないことにも注意が必要です。

各種条件又、労災保険や損害賠償の対象になることも考えられますのでお早めに専門家へのご相談をお勧めします。

（行政書士兼FP　飯田利治）

発行：ライフサポート行政書士の会／事務局・松戸市馬橋2422-1 ジュンパレス305　たかた行政書士事務所内　電話：050-3743-5844